

(電子メール施行)
建 指 第 1926 号
令 和 3 年 3 月 31 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

行政手続に関する押印、書面規制等の見直しに伴う中間検査マニュアル等の改正等について（通知）

令和3年3月31日付け建指第1922号により、令和3年3月31日付け第5号外にて行政手続における押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則（令和3年兵庫県規則第10号）が公布され、令和3年4月1日に施行されることを通知したところです。

これに伴う押印の見直しのため、下記1から下記8まで（以下「中間検査マニュアル等」という。）を改正しますので、通知します。

また、行政手続に関する押印の見直しの主旨により、令和3年4月1日から建築基準法第43条第2項第2号に関する包括同意基準の全て、提案基準1及び提案基準2中の管理者、所有者又は事業者が「承諾していること」の要件を確認するための図書（以下「承諾書」という。）についても押印を不要とし、新たに「承諾書により承諾をした経緯を示す図書（承諾をした者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記載したものに限る。）」（以下「経緯書」という。）の提出を求めることとします。

なお、従前の例により提出された中間検査マニュアル等及び建築基準法第43条第2項第2号に係る押印のある図書については、なお従前の例によることとし、経緯書（同意に係るものを含む。）の提出は不要として取り扱うこととします。

また、様式中に電子メールアドレス欄等を追加し、利便性の向上を図っておりますが、電子メールアドレスの記載は任意として取り扱うこととします。

記

- 1 中間検査マニュアル
- 2 道路指定申請等要領
- 3 建築許可申請要領
- 4 認定申請要領
- 5 建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準の解説等
- 6 兵庫県一般型総合設計許可取扱要領
- 7 兵庫県マンション建替型総合設計許可取扱要領
- 8 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の認定要領

問合せ先 : 兵庫県県土整備部住宅建築局 建築指導課建築指導班 担当 : 大橋 Tel : (078)341-7711 (内線)4720 Fax : (078)362-4455
--